

2 日 獣 発 第 181 号  
令和 2 年 11 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、令和 2 年 10 月 22 日付け 2 消安第 2974 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、標記の省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の一部改正が令和 2 年 10 月 22 日に公布・施行されたことに伴い、下記の内容について周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 サリノマイシンナトリウムについて、省令別表第 2 の 8 のサリノマイシンナトリウム（その 2）における、製造用原体（その 2）を用いる製剤の成分の規格について、製剤 1mg 中の力価の上限を 200  $\mu$ g 力価とし、規格・基準を設定したこと。
- 2 サリノマイシンナトリウムを含む飼料及び飼料添加物を製造する飼料製造業者は、サリノマイシン含量の規格を確認し、省令別表第 1 の 1 の (1) の表に定める添加量を逸脱した飼料を製造しないこと。加えて、飼料添加物の製造業者は、表示の遵守及び販売先への注意喚起をすること。

本件内容の問合せ先  
公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当 蓑島  
TEL 03-3475-1601



2 消安第 2974 号  
令和 2 年 10 月 22 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知願います。また、下記事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 8 のサリノマイシンナトリウム（その 2）における、製造用原体（その 2）を用いる製剤の成分の規格について、製剤 1 mg 中の力価の上限が 200  $\mu$ g 力価までのものを定めたこと。

サリノマイシンナトリウムを含む飼料及び飼料添加物を製造する飼料製造業者は、サリノマイシン含量の規格を確認し、別表第 1 の 1 の (1) の表に定める添加量を逸脱した飼料を製造しないこと。加えて、飼料添加物の製造業者は、表示の遵守及び販売先への注意喚起をすること。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。



令和2年10月22日

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法<sup>※1</sup>第3条第1項に基づき、省令<sup>※2</sup>において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、サリノマイシンナトリウムの規格・基準を改正するため、省令の一部を改正することになりました。

### 2 改正の概要

#### ・サリノマイシンナトリウム

省令において、サリノマイシンナトリウム（その2）における、製造用原体（その2）を用いる製剤について、新たに製剤（その2）の規格・基準を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和2年10月22日から施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令について(概要)

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51年7月24日農林省告示第750号)において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて(同条第2項)飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ サリノマイシンナトリウムについて、省令別表第2の8のサリノマイシンナトリウム(その2)における、製造用原体(その2)を用いる製剤の成分の規格について、製剤(その2)を定め、製剤1mg中の力価の上限を200µg力価とし、形状を小片、粒子及び粉末とするなどの規格・基準を追加する。

3 施行期日

公布の日